

平成25年度 社会福祉法人 八百津町社会福祉協議会

事業計画

事業方針

今日、少子高齢化の進行や人口の減少、また単身世帯の増加によって家族・家庭のつながりが希薄化し、さらに長引く不況も重なる中で、社会的孤立者の増加、悪徳商法問題、失業や低所得問題等、地域における福祉課題が大きく広がりつつあります。

従来の公的福祉サービスだけでは対応できない福祉ニーズの増加に対し、住民同士が相互に支え合う体制作りなど地域福祉活動の充実・強化が課題となっています。

地域の声を受け止め関係機関と連携、その力を結集することで「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現を目指し、各事業に取り組みます。

事業内容

(網掛け：新規事業)

1. 法人運営

(1) 組織の運営

- ①理事会の開催 (年3回を予定 5月・10月頃・3月)
- ②評議員会の開催 (年2回を予定 5月・3月)
- ③監事会の開催 (5月)
- ④部会の開催 (必要に応じ随時)

(2) 財政基盤の強化

社協のPRに努めるとともに未加入世帯・法人に対する加入の働きかけ及び特別会員の拡大促進を図り財源確保に努めます。(7月に募集)

(3) 地域福祉活動計画の見直し

平成21年度から25年度までの5年間を計画期間として策定した地域福祉活動計画について評価を行い、町の地域福祉計画と一体的に見直しを行います。

2. 企画・広報活動

(1) 広報紙「やおつ福祉だより」の発行

社協事業について住民に理解いただくため、全戸に広報紙「やおつ福祉だより」を配布します。(年4回)

(2) 社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉活動に功労のあった方々を顕彰するとともに社会福祉に対する理解を深めていただくことを目的とした記念講演を開催します。

(3) ケーブルテレビ、インターネット等を使つての広報

特に若い世代へ向けた情報発信の方法として、ケーブルテレビ、インターネット等を利用して社協事業等の紹介を行います。

3. 調査・研究

(1) 住民が行う地域福祉活動の支援に関する調査・研究

地域において住民が主体となって行う地域福祉活動が更に活発化するような推進策・支援策について研究します。

(2) 質の高い介護サービスの提供に関する調査・研究

介護業務に関連する資格の取得を推進するとともに介護に関する研修会への参加、ヘルパー会議での意見交換などにより相互研鑽し、介護サービスの質の向上に努めます。

(3) 買い物支援活動に関する調査・研究

食品や日用品等の買い物が困難となっているひとり暮らし高齢者等の実態調査を行い、関係機関と協議するなどして支援策について研究します。

(4) 社会福祉法人新会計基準に基づいた会計事務への円滑な移行に関する調査・研究

平成27年度までの新基準への移行に向け、説明・研修会に参加するなどして情報収集を行い準備を進めます。

4. 相談・支援事業

(1) 心配ごと相談の実施

生活全般の問題や悩みごとの相談を職員が電話・面談で受け付け、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。(随時)

(2) 無料法律相談所の開設

生活上の法律問題の解決・支援を目的として弁護士による無料法律相談を実施します。(年6回・偶数月)

5. 地域福祉活動の推進

(1) 小地域福祉活動の推進

民生児童委員・福祉協力員・福祉活動推進員(自治会長)との連携し、地域における福祉活動の推進に努めます。

(2) 地域福祉懇談会の開催

地域における生活上の課題を把握・整理するために地域福祉懇談会を開催します。

(3) 地域の憩いの場づくりの推進

地域の中で異世代が交流する憩いの場づくりを行政・NPOやおつ・ボランティアと協力・連携しながら行います。

6. ボランティア活動の推進

(1) ボランティア活動者の育成、普及

① ボランティア講座(ボランティア入門講座、出張講座)の開催

一般向けのボランティア入門講座、学校等での出張講座に加え、施設等で傾聴活動を行う傾聴ボランティア講座を開催します。講座受講者を中心にボランティアの組織化を図ります。

②サマーボランティアスクール・ワークキャンプの開催

学校の夏期休暇期間に児童・生徒が福祉について学ぶ講座や体験学習を行う機会作りを行います。

(2) ボランティア活動者の支援

打合せや活動等を行う会議室や活動に必要な器材等の貸出し、ボランティア団体へ活動費の一部を助成するなどして活動の支援を行います。

(3) ボランティア団体連絡会の開催

ボランティア団体間・NPO法人等が相互に交流・意見交換する機会作りを行います。

(4) 学校区単位での災害ボランティアセンター立上げ訓練の実施

自然災害により、局地的な被害が発生したことを想定し、地域を指定して学校区単位で災害ボランティアセンターの立上げ訓練を実施します。

(5) 災害被災地での復興ボランティア活動の実施

災害ボランティア登録者を中心に町内から参加者を募集し、災害被災地において支援活動を行います。

7. 在宅福祉の推進

(1) 介護者の支援

①介護者教室（町委託事業）

介護の基礎技術や最新の介護用品等について学ぶ教室を開催します。

②介護者のつどい（町委託事業）

寝たきりの高齢者を介護されている方の息抜きとりフレッシュを目的とした食事会を開催します。

(2) 健康・生きがいづくり

①ふれあいいいきいきサロン活動の推進

各地域で開催されるサロンに対し、活動に関するアドバイス・講師の紹介・器材の貸出し・活動費の助成等の支援を行います。

②男の料理教室

概ね60歳以上の男性を対象とした料理教室（初心者・中級の2コース）を開催します。

③児童によるお便り激励事業

町内の全小学校の児童の協力で、ひとり暮らしの高齢者へ年賀状を送付します。

8. 介護保険等事業

(1) 訪問介護（介護予防訪問介護）事業

介護が必要な高齢者等へホームヘルパーを派遣します。

(2) 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）事業

家庭のお風呂では入浴が難しい寝たきりの高齢者等に対し、安心して入浴できるよう移動入浴車による訪問入浴サービスを提供します。

(3) 居宅介護支援事業

ケアマネージャー（介護支援専門員）によるサービス利用に関する相談、ケアプラン（サービス利用計画）を作成します。

(4) 介護保険関連事業

町からの委託を受け要介護認定のための訪問調査等を行います。

9. 福祉援助事業

(1) 児童福祉

① 育児用品等購入費助成事業（共同募金配分金事業）

子育て中の親を支援するために紙おむつ等の育児用品の購入費を助成します。

② 福祉協力校・福祉協力園の指定と助成

町内の全小・中・高等学校・保育園を福祉協力校・園に指定し、福祉の出張講座を開催するなどして児童生徒の「福祉の心」を育てる福祉教育を推進します。

③ おもちゃ病院の開設

壊れたおもちゃを修理し、子どもの物を大切に作る心を育みます。また、おもちゃドクターの募集や他市町村のおもちゃ病院との交流にも努めます。

④ 学童保育の運営支援（町委託事業）

町が行う学童保育事業の運営支援を行います。

⑤ 産前・産後ヘルパー派遣事業

母親が産前・産後に体調不良等のため家事や育児を行うことが困難な世帯にホームヘルパーを派遣し、支援を行います。

(2) 老人福祉

① 独居老人ふれあい交流会（共同募金配分金事業）

ひとり暮らしの高齢者の外出の機会作りと相互の交流を対象とした食事会を各地域で開催します。

② 食事サービス事業

調理・配達ボランティアの協力で月2回（第2・第4水曜日）ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯等の内、希望者へ有料（1食300円）で弁当を配達します。

③ 軽度生活援助事業（町委託事業）

生活上で軽度の援助が必要な高齢者に対しヘルパーが家事の支援を行います。

④ 福祉用具貸与事業（介護用ベッド、車いす、エアーマット、松葉杖）

怪我や病院からの一時退院などにより、一時的に介護用品が必要になる方に対して福祉用品の貸与を行います。

⑤ 歳末食事サービス事業（共同募金配分金事業）

明るい新年を迎えていただけるよう赤十字奉仕団の協力で、年末にひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯へお節料理を届けます。

⑥ 歳末お便り激励事業（共同募金配分金事業）

民生児童委員の協力で、70歳以上のひとり暮らしの高齢者宅へ年賀状を作成・送付します。

⑦寝たきりの高齢者に対する布団乾燥サービス（共同募金配分金事業）

寝たきりの高齢者に気持ちよく新年を迎えていただけるよう、使っている布団の消毒・乾燥を行います。

(3)障がい者福祉

①障害者在宅生活自立支援事業

障がい者が自宅において自立した生活ができるようヘルパーが介護や家事の支援を行います。

②重度心身障がい者タクシー利用料金の助成

自家用車で外出することが困難な重度心身障がい者に対し、タクシーの基本料金を助成し外出の支援を行います。

③重度身体障がい者通院費用の助成

頻繁な通院治療が必要な人工透析患者に対し、通院費用（ガソリン代又はタクシー代）の助成を行います。

④視覚障がい者へ音訳サービス（町広報、議会報、等）

音訳ボランティア山びこ会の協力を得て、福祉だより・町広報・議会報等を音訳し視覚障がい者へ届けます。

⑤車いす搭載軽自動車の貸出し（車両の更新）

車いすを使用する高齢者や障がい者の外出を支援するため車いすのまま乗り込める軽自動車の貸出しを行います。貸出しに使用している車両が老朽化してきており、故障が心配されるため、車両の更新を行います。

(4)母子・父子福祉

①母子・父子家庭親子のつどい

母子・父子家庭の親子の夏の思い出作りとして夏期休暇中に日帰りのバス旅行を行います。

②新入学児童・生徒の激励

小・中学校に入学する母子・父子世帯の児童に対して、激励金（新小学1年3千円、新中学1年5千円）を贈呈します。

(5)低所得者福祉

①生活福祉資金の活用指導（県委託事業）

他機関からの借入れが困難な低所得世帯等に対し、世帯の経済的自立を目的として民生児童委員と連携しながら資金の貸付と必要な援助・指導を行います。

②生活一時資金の貸付

他の援助を受けるまでの間、一時的に生活費等を必要とする方に対して資金（上限5万円）を貸し付けます。

③日常生活自立支援事業利用料の助成（共同募金配分金事業）

日常生活自立支援事業の利用者の内、所得が低い方に対して利用料の一部を助成します。

(6) 被災者福祉

① 災害被災者支援活動

町内で大規模な災害が発生した際、町災害対策本部と連携し、災害ボランティアセンターを立ち上げ被災者からのニーズの受け付け、災害ボランティアの派遣等を行います。また、必要に応じて赤十字奉仕団の協力で炊き出しを実施します。

② 災害見舞金の支給

災害により町民の住居や身体に被害が及んだ場合、災害見舞金を支給します。

10. 運営基金の造成

(1) 運営基金の積立

災害時の被災者支援、福祉事業に使う車両の更新などに備え、福祉基金の造成に努めます。

11. 共同募金運動への協力

(1) 赤い羽根・歳末たすけあい募金

関係機関・住民に募金の趣旨や目的を理解いただけるよう広報活動を行い、募金の拡大に努めます。また、産業文化祭においてボランティアの協力で街頭募金を実施します。

(2) その他の募金（災害義援金等）

災害義援金等の募集に対し、迅速かつ適切な対応を行います。

12. その他

(1) 福祉関係図書及びビデオの貸出し

点字のテキストや介護法のビデオ等の貸出しを行います。

(2) 学校、いきいきサロン等で使用する器材の貸出し

学校の福祉教育で使用する簡易点字器・白杖・アイマスク、いきいきサロンで使用するマイク設備・DVDデッキ・ハンドベル等の福祉器材の貸出しを行います。

(3) 福祉関係者及び団体の活動支援

本会が事務局となっている下記団体の活動支援を行います。

- ・町老人クラブ連合会
- ・町身体障がい者福祉協会
- ・町母子寡婦福祉会
- ・町赤十字奉仕団
- ・町民生児童委員協議会

(4) 思い出のランドセルギフト活動への協力

公益財団法人ジョイセフの行う使わなくなったランドセルをアフガニスタンに送る活動に協力し、町内に対してランドセルの提供と輸送経費の寄付の呼びかけとその取りまとめを行います。